

多重債務で困ったら、一人で悩まずすぐ相談を！

市消費生活センターには、「多重債務」に悩む人からの相談が多く寄せられています。今回は、多重債務の現状と相談方法をご紹介します。

●問い合わせ 市消費生活センター ☎23-7154



多重債務とは

自分の支払い能力以上に借金し、その返済のためにさらに複数の金融業者から借金を重ね、返済が困難になる状況を「多重債務」といいます。さらに、言葉巧みに誘惑してくる「ヤミ金融」から借金すると、借金は雪だるま式に増えていきます。その結果、返済が困難になり自己破産すると、銀行などからの借り入れができなくなったり、クレジットカードの発行が受けられなくなったりするなどのデメリットが発生します。借金返済のために借金を繰り返しても、根本的な解決にはつながりません。

多重債務の相談件数

令和6年度、市に寄せられた消費生活に関する相談は450件。そのうち、多重債務に関する相談は74件で、若者から高齢者まで幅広い世代から相談が寄せられています。中には、多額の借金により、自己破産を考えなければならぬ相談もあるのが現状です。



多重債務に陥るきっかけ

多重債務に陥る原因は、特別なもののばかりではありません。
・低収入や収入の減少による生活苦
・冠婚葬祭などの予定外の出費
・商品・サービスの購入やギャンブルのためのキャッシング
・第三者に名義を貸したり、保証人になったりした結果、他者の借金を背負ってしまった など
このような借金を返済するために借金を重ねることで、多重債務に陥ってしまうことがあります。

遠隔操作アプリを悪用して借金をさせる手口が増えています！

副業や投資の勧誘の中には、支払いのために借金をさせる悪質な事案があります。最近では「遠隔操作アプリ」を悪用して借金をさせる手口が目立っていて、遠隔地から業者がスマートフォンやパソコンに接続して、画面を共有した状態で借金の手続きに誘導する事例もみられています。遠隔操作アプリをインストールするよう指示されても、安易に従わないようにしましょう。



多重債務で困ったら

市消費生活センター（市役所北別館2階）では、毎月、弁護士による無料法律相談を行っています。まずは、自分の債務状況を客観的に把握することが大切です。一人で悩まず、早めに相談ください。



消費生活相談窓口（無料）

【電話・面接相談】

●日時 毎週月・金曜日 9時～16時

※面接相談は要予約

【弁護士法律相談】

●日時 9月26日（金）、10月24日（金）、11月28日（金）、12月19日（金）、1月23日（金）、2月27日（金）、3月27日（金）
※2日前までに要予約

【相談専用電話】

市消費生活センター ☎23-7154
三股町福祉・消費生活相談センター ☎52-10999
県消費生活センター（都城支所） ☎24-10999

※相談予約について詳しくは、市ホームページを確認ください



9月10日から16日は「自殺予防週間」

生きることを支える

『ゲートキーパー』

命の大切さや、命の門番となる「ゲートキーパー」について考えてみませんか。

●問い合わせ 障がい福祉課 ☎36-8715

本市の自殺者の現状

本市の令和6年の自殺者数は25人で、人口10万人当たりの自殺死亡率は15・4でした。

※全国の自殺死亡率16・1

ゲートキーパーの役割

ゲートキーパーとは、悩んでいる人が「自殺」という扉（ゲート）を開いて進まないよう、その扉の入り口を守る役割（キーパー）をする人のことで、「命の門番」ともいわれています。身近な人の様子や体調の変化に気づき、悩みを聞くなどの4つの役割で、適切な方向へ導きます。



① 気付き・声掛け

転勤や昇進、結婚、出産、身近な人との死別体験など、生活の変化は悩みの大きな要因となります。他人には幸せに見えることでも、本人には大きな悩みやストレスになる場合があります。少しの変化でも気付いたときは声を掛けましょう。

② 傾聴

相手の悩みにしっかりと耳を傾けましょう。大切なのは、本人の気持ちを尊重することで、うなずくだけで十分です。相手のつらい気持ちを受け止め、話をしてくれたことに感謝し、つらい思いをしてきたことにねぎらいの言葉をかけましょう。

③ つなぎ

必要な場合は相談機関を紹介し、相談するように勧めましょう。その

ゲートキーパーになろう！

身近な人や大切な人が落ち込んでいるとき、元気になつてもらうために何をしたら良いかわからない。そんな時は、勇気を出してまずは優しく声をかけることから始めてみましょう。その行動が、ゲートキーパーの第一歩になります。

「ゲートキーパー養成講座」

講座を実施しています。

●日時 9月9日（火） 10時～

●対象 市民

●定員 20人 ※申し込み順

※詳しくは、市ホームページを確認ください



相談機関

- ① よりそいホットライン ☎0120-1279-1338
- ② 県精神保健福祉センター ☎0985-132-1556
- ③ 障がい福祉課 ☎36-8715
- ④ 都城保健所 ☎23-4504
- ⑤ 東部保健センター（高城保健センター内） ☎58-6800
- ⑥ 西部保健センター（高崎福祉保健センター内） ☎62-4411

※①は年中無休24時間対応。②～⑥は月・金曜日（祝日・年末年始を除く）で②は9時～19時、③は9時～12時・13時～16時、④～⑥は8時30分から17時15分。その他相談先は、市ホームページを確認ください

